

平成 24 年 (ワ) 第 328 号、平成 25 年 (ワ) 第 59 号 志賀原発運転差止請求事件  
 原告 北野進 外 124 名  
 被告 北陸電力株式会社

## 証拠説明書 (1)

(国会事故調報告書に関して)

平成 25 年 5 月 24 日

金沢地方裁判所民事部合議 B 1 係 御中

原告ら訴訟代理人  
 弁護士 岩淵 正明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
B1	国会事故調報告書	原	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	H24.9.30	①	【訴状第 5 第 4 項(1)】 福島第一原発 1 号機では、高圧になった格納容器から電気ペネトレーションや格納容器トップフランジ、機器ハッチ等を通じて定常的に原子炉建屋にガスが噴出し続けており、原子炉建屋の中は放射性物質や水蒸気、水素等で充満していたこと(報告書 146 頁)
					①	【訴状第 5 第 4 項(4)】 福島第一原発 1 号機では、格納容器ベントの実施は困難を極めたが、複雑で作業性の悪いベントラインになっていたことが本質的な問題であること(報告書 181 頁)
					④	【第 3 準備書面 1 項】 北陸電力につき、概要以下の記載があること。 「東電は、わが国最大、世界的規模の電力会社であ

				<p>る。しかし北陸電力の場合、「表（略）」に記載の規模で経営されているが、本事故の経験から、原子炉事故を收拾するために必要な経理的基礎や人的リソース等に関しては全く不十分であり、現行の原子力損害賠償制度においては、これを補完する実効的な手立ても未確立であることは明らか。</p> <p>したがって、（略）原子炉事故を起こしてしまった場合には、收拾させるプロセスにおいても著しい困難を経験することになり、自力での完遂が頓挫する可能性さえ現実的である」（報告書 189 頁）</p>
				<p>④ 【第3準備書面1項】</p> <p>電力会社と規制当局の関係について、本書証に概要以下の記載があること。</p> <p>「【事業者】</p> <p>東電は、電事連等を介して規制を骨抜きにする試みを続けてきた。-略-東電は、シビアアクシデントによって、周辺住民の健康等に被害を与えること自体をリスクとして捉えるのではなく、シビアアクシデント対策を立てるに当たって、既設炉を停止したり、訴訟上不利になったりすることを経営上のリスクとして捉えていた。」</p> <p>「【規制当局】</p> <p>規制当局は原子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虜（とりこ）となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた。」</p> <p>「【法規制】</p> <p>日本の原子力法規制の改定は、実際に発生した事故のみを踏まえた、対症療法的対応が重ねられ、諸外国における事故や安全への取り組み等を真摯に受け止めて法規制を見直す姿勢に欠けていた。結果、予測可能なリスクであっても、対策が講じられず、</p>

					<p>常に想定外のリスクにさらされることとなった。</p> <p>また、原子力法規制は原子力利用の促進が第一義的な目的とされ、国民の生命・身体の安全が第一とはされてこなかった。」（以上、報告書17～18頁）</p>
				④	<p>【第3準備書面1項】</p> <p>本書証に、事業者と規制側の問題として概要以下の記載があること。</p> <p>「今回の事故の原因のうち地震及び津波対策の未実施、シビアアクシデント（SA）対策の不備については、電事連がその責任の一端を負っており、電事連は電気事業者の連合体であり、その意味で電気事業者の責任も問われるべきである。</p> <p>電気事業者は耐震安全性の評価に係るバックフィット、SA対策等の規制強化につながる動きをかたくなに拒み続けてきた結果、日本では必要な規制の導入が進まず、5層の深層防護の思想を満たさない点で世界標準から後れを取っていた。規制等の検討過程の実態は、必要な規制を策定するための健全なプロセスではなく、規制側も事業者側も「既設の炉を停止しない」条件を大前提に、落としどころを探り合うというものであった。</p> <p>規制側と事業者側は、既設炉の停止を避けるため、利害が一致するところで、「原発は安全がもともと確保されている」という大前提を堅持し、既設炉の安全性、過去の規制の正当性を否定するような意見が回避、緩和、先送りできるように、主に電事連を通じて、学界及び規制当局など各方面への働きかけを行ってきた。」（以上、報告書41～42頁）</p>
				③	<p>【第5準備書面第3第2項及び第3項】</p> <p>電事連の資料の中に、事業者が規制側に働きかけを行っていたことを示す以下の記載があったこと。</p> <p>「耐震設計審査指針への対応について電事連資料には以下のように記載されており、電気事業者の意見が委員を通じて、耐震指針検討分科会に提示され</p>

					<p>たことが認められる。『特定委員をサポートし、(活断層の評価期間が) 5万年で十分であることを主張していただくが(電力意見は先生からのコメントとして分科会提示予定)、併せて、現実の活断層のうち、調査・評価のプラクティスを無視している「13万年」案の代案として、現実に運用可能で、合理的評価により既存発電所への影響も少ない代案を検討し、同様に特定委員から分科会で提示いただく予定。また、活断層専門家の合意は必須であるため他委員への説明を平行して実施 「震源を特定せず策定する地震動」を450Galで抑えたいが、もっと大きくすべきと主張する委員がいることに関して原子力で考慮している地震動が一般の設計や防災で考慮している地震動と比べ同等以上であることを主要委員に説明していく』(報告書510～511頁)</p>
--	--	--	--	--	---